8　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、本制度の提供義務者の範囲に特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。）を有する構成会社等である外国法人を加えるとともに、本制度により提供すべき事項の名称をグループ国際最低課税額等報告事項等に改める等の見直しを行うほか、グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度を次のとおり創設することとした。（法人税法第一五〇条の三、第一六〇条及び第一六二条関係）

㈠　グループ国内最低課税額報告事項等の提供

グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称、当該特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項その他一定の事項及び収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨等（以下「グループ国内最低課税額報告事項等」という。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

㈡　グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等を指定した場合には、指定提供会社等）の所在地国の税務当局が当該特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる一定の場合に該当するときは、㈠による提供義務を免除する。

㈢　罰則

罰則について必要な規定を定める。

9　社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（法人税法別表第一関係）

三　地方法人税法の一部改正関係

1　特定基準法人税額に対する地方法人税について、次の見直しを行うこととした。

㈠　その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）を加え、その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改める。（地方法人税法第五条及び第六条関係）

㈡　国際最低課税額等に係る特定基準法人税額（国際最低課税残余額に係るものに限る。）に対する地方法人税の課税標準、税額の計算、申告、納付等については、改正前の特定基準法人税額に対する地方法人税と同様とする。（地方法人税法第二四条の二～第二四条の八関係）

㈢　国際最低課税額等に係る特定基準法人税額（国際最低課税残余額に係るものに限る。）に対する地方法人税に係る罰則について必要な規定を定める。（地方法人税法第三三条及び第三四条関係）

2　国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を次のとおり創設することとした。

㈠　課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。（地方法人税法第五条関係）

㈡　国内最低課税額に係る特定基準法人税額

国内最低課税額に係る特定基準法人税額は、国内最低課税額確定申告書を提出すべき法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。（地方法人税法第六条関係）

㈢　課税標準

各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額を課税標準とし、課税標準国内最低課税法人税額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額とする。（地方法人税法第二四条の九関係）

㈣　税額の計算

国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額に七五三分の二四七の税率を乗じて計算した金額とする。（地方法人税法第二四条の一〇関係）

㈤　申告及び納付等

(1)　各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国内最低課税法人税額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。（地方法人税法第二四条の一一関係）

(2)　電子情報処理組織による申告の特例等について、基準法人税額に対する地方法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（地方法人税法第二四条の一二、第二四条の一三及び第二四条の一五関係）

(3)　(1)の申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を国に納付しなければならない。（地方法人税法第二四条の一四関係）

㈥　罰則

罰則について必要な規定を定める。（地方法人税法第三三条及び第三四条関係）

四　登録免許税法の一部改正関係

社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（登録免許税法別表第三関係）

五　消費税法の一部改正関係

1　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（消費税法第八条、第二七条及び第六五条関係）

㈠　本制度により消費税を免除する要件に、免税購入対象者が免税対象物品を輸出することにつき当該免税対象物品を購入した日から九〇日以内に税関長の確認を受けることを加える。

㈡　㈠の確認をした税関長は、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録（以下「税関確認情報」という。）を国税庁長官に提供するものとし、当該税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、遅滞なく、当該税関確認情報を輸出物品販売場を経営する事業者に提供するものとする。

㈢　免税対象物品の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該譲渡に係る税関確認情報を保存しない場合には、本制度を適用しない。

㈣　㈠の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出しなければならないこととする。

㈤　㈠の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなったときは、税関長は免税購入対象者から消費税の即時徴収を行う。

㈥　㈤の消費税の即時徴収に係る納税地は、㈠の税関長の確認を受けた場所とする。

㈦　税務署長は、購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により㈠の税関長の確認に支障があると認められる場合には、輸出物品販売場に係る許可を取り消すことができることとする。

㈧　罰則の適用対象に、正当な理由なく㈣に違反して免税対象物品を輸出しなかった場合を加える。

2　リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を廃止することとした。（旧消費税法第一六条関係）